



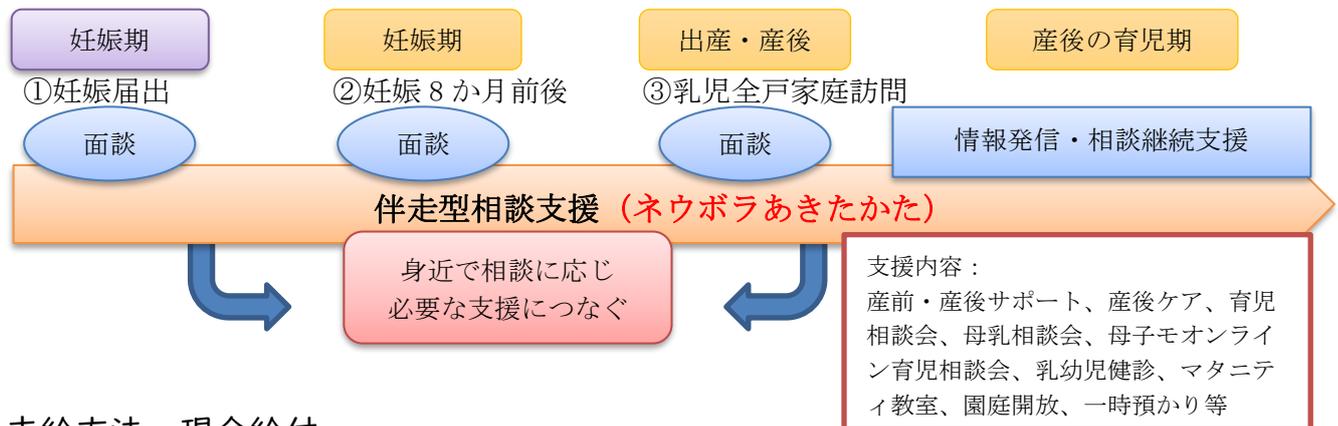
出産・子育て応援交付金事業実施について

1. 事業目的

- (1) 国の事業として、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備を行う。
- (2) 妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を充実させる。
- (3) 相談支援と経済的支援を一体化して実施することで、相談支援につながりやすくする。

2. 事業内容

- (1) 妊娠届出時面談を行い、アンケートの回答や子育てガイドを確認し出産や育児の見通しを立てる。面談後に妊婦1人当たり5万円を支給。(所得制限なし)
- (2) 妊娠8か月前後に面談。
- (3) 乳児全戸家庭訪問での面談後、子どもを養育する者に、新生児1人当たり5万円を支給。(所得制限なし)



3. 支給方法 現金給付

4. 対象・予算

年度	対象者	人数	予算	補助率
令和4年度	令和4年度に妊娠届出をした人	140人	17,284千円	国2/3 都道府県1/6 市区町村1/6
	令和4年度に出生届出をした人	135人		
令和5年度	令和5年度に妊娠届出をした人	140人	13,750千円	
	令和5年度に出生届出をした人	135人		

(転入前に給付を受けていない人も対象)

5. 実施主体 安芸高田市